

地域警察運営に関する訓令

〔 最終改正 令和 7. 3. 21 京都府警察本部訓令第10号 〕

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 勤務制（第 6 条－第10条）
- 第 3 章 地域警察の運用（第11条－第19条）
- 第 4 章 地域幹部の職務等（第20条－第24条）
- 第 5 章 交番、駐在所等（第25条－第35条）
- 第 6 章 自動車警ら班及び自動車警ら隊（第36条－第44条）
- 第 6 章の 2 通信指令室及び署指令室（第44条の 2・第44条の 3）
- 第 7 章 警備派出所等（第45条－第49条）
- 第 8 章 地域情報及び地域安全情報（第50条・第51条）
- 第 9 章 交番相談員（第52条）
- 第10章 雑則（第53条・第54条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）に基づき、京都府警察における地域警察の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 活動単位 交番（臨時交番を含む。以下同じ。）、駐在所、移動交番車、自動車警ら班、自動車警ら隊、通信指令室、署指令室、警備派出所、機動警ら隊、直轄警ら班及び警察用船舶をいう。
- (2) 地域警察官 活動単位において勤務する警察官並びに警察本部（以下「本部」という。）及び警察署（以下「署」という。）において地域警察に関する企画、統計等の事務に従事する警察官並びにこれらの警察官に対し、主として指揮監督及び指導教養に当たる警察官をいう。
- (3) 地域幹部 地域警察官のうち、巡査部長以上の階級にある警察官をいう。

（事件等の処理範囲）

第 3 条 規則第 3 条第 2 項の規定により、警察本部長（以下「本部長」という。）が定める事件又は事故の処理に当たっての初動的な措置の範囲は、別表のとおりとする。ただし、本部長が特に必要があると認めて許可した場合は、この限りでない。

（制服の着用の特例）

第 4 条 地域警察官は、規則第 7 条第 1 項ただし書の規定により、警察署長及び機動警ら課長（以下「警察署長等」という。）並びに通信指令課長が制服を着用することが特に支障を来すと

認めたときは、私服を着用することができる。

（交番等の名称の表示）

第5条 交番、駐在所及び警備派出所は、交番等の所属、名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和30年京都府公安委員会規則第15号）の定める名称に署名を冠し、表示するものとする。

第2章 勤務制

（勤務制、勤務時間等）

第6条 地域警察官及び地域警察に従事する一般職員の勤務制、勤務時間等は、警察職員の勤務に関する訓令（昭和33年京都府警察本部訓令第9号）の定めるところによる。

（地域警察勤務）

第7条 活動単位の地域警察官等（地域警察官及び警察用船舶（警察庁において調達した船舶のうち、京都府警察が管理する船舶で専ら警察の用に供されるものをいう。以下同じ。）において勤務する一般職員をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる勤務種別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める勤務方法により行う地域警察勤務（以下「通常基本勤務」という。）を通じて、規則第2条に規定する任務を達成するための活動を行うものとする。

勤 務 種 別	勤 務 方 法
交番勤務（臨時交番勤務を含む。）	立番、見張り、在所、警ら、巡回連絡
駐在所勤務	見張り、在所、警ら、巡回連絡
移動交番車勤務	在所、警ら
自動車警ら班勤務	機動警ら、待機
自動車警ら隊勤務	機動警ら、待機
通信指令室勤務	通信指令
署指令室勤務	通信指令
警備派出所勤務	警戒警備、立番、見張り、在所、警ら
機動警ら隊勤務	警ら、待機
直轄警ら班勤務	警ら、巡回連絡、待機
警察用船舶勤務	船舶警ら、訪船連絡、待機

2 警察署長等は、通常基本勤務を通じた活動以外の特別な活動を行う必要があるときは、前項

の規定にかかわらず、地域警察官等を当該特別な活動を行うための地域警察勤務（以下「特別勤務」という。）に従事させることができる。

（勤務基準）

第8条 警察署長等及び通信指令課長は、次の表の左欄に掲げる活動単位の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める勤務方法別の勤務時間の割振りの基準に基づき、規則第11条第2項に規定する勤務基準を定めなければならない。この場合において、所内勤務及び所外勤務の勤務方法については、地域の実態に即して、第7条第1項に定める勤務方法の範囲内で選択することができるものとする。

なお、1当番日の勤務時間は15時間30分とし、1日勤日の勤務時間は7時間45分とする。

勤務制 勤務方法 活動単位	当 番 日							
	所 内 勤 務			所 外 勤 務		待 機	通 信 指 令	警 戒 警 備
	立 番	見 張 り	在 所	警 ら	巡 回 連 絡			
交 番	9.5以下			6 以上				
移 動 交 番 車			3.5以下	12以上				
自動車警ら班				12以上		3.5以下		
自動車警ら隊				12以上		3.5以下		
通 信 指 令 室							15.5	
署 指 令 室							15.5	
警 備 派 出 所	7.5以下			4 以上				4 以上
勤務制 勤務方法	日 勤 日							
	所 内 勤 務			所 外 勤 務		待	通	警

活動単位	立 番	見 張 り	在 所	警 ら	巡 回 連 絡	機	信 指 令	戒 警 備
交 番	5.75以下			2 以上				
駐 在 所		5.75以下		2 以上				
移 動 交 番 車			1.75以下	6 以上				
自動車警ら班				6 以上		1.75以下		
自動車警ら隊				6 以上		1.75以下		
通 信 指 令 室							7.75	
署 指 令 室							7.75	
警 備 派 出 所	2.75以下			3 以上				2 以上
機 動 警 ら 隊				6 以上		1.75以下		
直 轄 警 ら 班				6 以上		1.75以下		
警 察 用 船 舶				6 以上		1.75以下		
注 1 表中の数字の単位は、時間とする。								
2 自動車警ら班及び自動車警ら隊における「警ら」は「機動警ら」を、警察用船舶における「警ら」は「船舶警ら」を、「巡回連絡」は「訪船連絡」を示す。								

(勤務指定表)

第9条 警察署長等及び通信指令課長は、前条に規定する勤務基準に基づき、活動単位の個々の地域警察官等の時間ごとの勤務方法、勤務時間の割振りの例（以下「勤務指定表」という。）を定めるものとする。

2 警察署長等及び通信指令課長は、前項に規定する勤務指定表が治安情勢その他管内の実態に即したものとなるように、随時、点検し、補正するものとする。

第10条 削除

第3章 地域警察の運用

(運営要領)

第11条 警察署長等は、次の各号に掲げる事項を内容とする運営要領を定めるものとする。

- (1) 地域警察の編成に関する事。
- (2) 勤務基準及び勤務指定表に関する事。
- (3) 地域警察の運用に関する事。
- (4) 指導教養に関する事。
- (5) 第27条に規定する警ら要点及び第37条に規定する機動警ら要点に関する事。
- (6) 巡回連絡に関する事。
- (7) 交番所長に関する事。
- (8) 統合運用に関する事。
- (9) その他必要な事項

2 警察署長等は、前項に規定する運営要領を定め、又は改定したときは、本部長に報告しなければならない。

第12条 削除

(当務日活動計画)

第13条 署の地域課長及び自動車警ら隊長は、当務日（地域警察官等が、それぞれの勤務制により活動に従事する日をいい、3交替制勤務にあつては当番日及び日勤日をいう。）ごとの活動重点及び活動計画を策定し、警察事務システムにより警察署長等の承認を受けるものとする。

(勤務交替)

第14条 交替制勤務の地域警察官は、勤務の交替に際しては、原則として勤務場所において面接し、引継ぎを確実にを行うものとする。

(転用制限)

第15条 警察署長等は、警察の総合運用の立場から判断し、真にやむを得ないと認められる場合でなければ、地域警察官等を通常基本勤務及び特別勤務以外の勤務（以下「転用勤務」という。）に従事させてはならない。

2 警察署長等は、地域警察官等を継続して転用しようとする場合は、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。

第16条 削除

(班長)

第17条 警察署長は、交番の係ごとに班長を指定するものとする。

2 班長には、原則として巡査部長の階級にある者を指定するものとする。

(車長)

第18条 警察署長等は、自動車警ら班又は自動車警ら隊の勤務員を、2人1組の単位で組を編成し、当該組ごとに車長を指定するものとする。

2 車長には、原則として警部補又は巡査部長の階級にある者を指定するものとする。

(連絡責任者)

第19条 警察署長は、所管区内における地域警察活動を一体的かつ効率的に行わせるため、第17条に指定する班長のうちから、交番ごとに連絡責任者を指定するものとする。ただし、第30条の規定により交番所長を置く場合は交番所長を、第32条に規定するブロック長を置く場合は、ブロック長のうちから指定するものとする。

第4章 地域幹部の職務等

(地域警察運営上の留意事項)

第20条 警察署長等は、地域の実態に即した地域警察体制を整備し、その効率的な運営を図ることを地域警察運営の基本とし、その運営に当たっては次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 地域警察以外の警察部門（以下「他部門」という。）と緊密に連携し、地域警察の組織的機能の発揮に努めること。
- (2) 地域警察官等の適正な配置を図り、各活動単位が、それぞれの機能の特性を十分に発揮できるように相互に連携させて運用すること。
- (3) 地域の実情に即した地域警察の事務の合理化及び地域警察官等の勤務条件その他の処遇の改善に努めること。
- (4) 規則第9条第2項に規定する管内の実態を踏まえ、地域警察に関する活動の重点その他必要な事項を定めること。
- (5) 地域警察官等の安全を確保するため、施設及び装備資器材の整備並びに訓練及び指導教養の実施に努めること。
- (6) 地域警察官等の実務能力の向上を図るため、職場教養を適切に行うこと。
- (7) 活動に必要な資料については、常に活用できるよう整理保管しておくとともに、紛失の防止その他その適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (8) 常に住民の立場に立った地域警察活動を推進し、地域警察活動に対する地域住民の理解と協力を得るように努めること。

(協議)

第21条 地域部地域課長（以下「本部地域課長」という。）は、地域警察の運営上必要な事項について、本部の課長及び隊長並びに警察署長と協議するものとする。

- 2 機動警ら課長は、警ら用無線自動車及び警察用船舶等（警察用船舶及び警察用水上オートバイをいう。以下同じ。）の計画的、重点的運用が行われるよう、関係の警察署長と協議するものとする。
- 3 警察署長は、署相互間の協力体制を確立するため、隣接する署の警察署長並びに本部の関係の課長及び隊長と協議するものとする。

第22条 削除

(地域幹部の職務)

第23条 地域幹部は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 地域警察に関する企画及び運用に関すること。
- (2) 地域安全活動に関する企画及び運用に関すること。
- (3) 部下に対する指揮監督及び指導教養に関すること。
- (4) 関係の課及び係との連絡及び調整に関すること。
- (5) 関係の機関及び団体との連絡及び調整に関すること。
- (6) 事件又は事故の発生時における現場活動及び現場指揮に関すること。

(巡視)

第24条 署の地域課長及び課長代理等（課長代理、統括係長、地域第一係長等（統括係長以外の地域第一係長、地域第二係長及び地域第三係長（在署の係長に限る。）をいう。以下同じ。）及びブロック長をいう。）は、部下に対する指揮監督及び指導教養を実施するため、交番及び

駐在所を積極的に巡視するものとする。

- 2 警察署長は、他部門の幹部に交番等を指導巡視させ、地域幹部との連携の下、その所掌事務についての指導教養を積極的に行わせるものとする。

第5章 交番、駐在所等

(所管区活動要領)

第25条 地域警察官は、規則第17条に規定する所管区活動を行うに当たっては、地域に溶け込み、地域に密着した自主、自発的な活動を推進し、地域住民との良好な関係の保持に努め、共同して規則第2条の任務を遂行するものとする。

(受持区)

第26条 警察署長は、昼夜の人口、世帯数、行政区画及び事件又は事故の発生の状況等の治安情勢に応じ、所管区を分けて、巡回連絡を担当する区域（以下「受持区」という。）を定めるものとする。

- 2 警察署長は、所管区ごとの受持区に第1から順に番号を付し、その番号を冠して受持区を呼称するものとする。
- 3 警察署長は、受持区ごとに巡回連絡を担当する地域警察官を指定するものとする。

(警ら要点)

第27条 警察署長は、所管区ごとに犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、少年の補導、危険の防止その他警察活動上特に重要と認められる地点、地域、区間及び路線（以下「警ら要点」という。）を定めるものとする。

(巡回連絡)

第28条 警察署長は、巡回連絡を計画的かつ重点的に実施するため、所管区の実態に応じ、受持区の世帯、事業所等の対象ごとに、巡回連絡実施基準を定めるものとする。

- 2 警察署長は、巡回連絡を効率的に行わせるために必要と認めるときは、他部門の警察職員をして巡回連絡に協力させるものとする。

第29条 削除

(交番所長)

第30条 警察署長は、必要に応じて交番に交番所長を置くことができる。

- 2 交番所長には、警部又は警部補の階級にある地域警察官をもって充てる。
- 3 交番所長は、配置交番の地域警察官の活動を統括する。

(ブロック運用)

第31条 警察署長は、地域実態に応じた効果的な警察活動を推進するため、治安情勢や地域警察官の配置人員等を勘案し、所管区が相互に隣接し、又は近接する2以上の交番又は駐在所の所管区を結合した区域（以下「ブロック」という。）を定め、当該2以上の交番又は駐在所内の地域警察官を統合的に運用（以下「ブロック運用」という。）することができる。

(ブロック長)

第32条 警察署長は、前条の規定によりブロック運用を行う場合は、当該ブロックにおける地域警察官の活動の拠点となる1の交番（以下「拠点交番」という。）又は駐在所（以下「拠点駐在所」という。）の地域警察官のうちから、当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者（以下「ブロック長」という。）及び副責任者（以下「副ブロック長」という。）を指定するものとする。

2 ブロック長には、原則として警部補の階級にある者を指定するものとする。

3 副ブロック長には、原則として巡査部長の階級にある者を指定するものとする。

(移動交番車)

第33条 警察署長は、交通の状況、住民の居住実態、事件又は事故の発生状況等の治安情勢等を勘案し、特定の地域において必要がある場合は、移動交番車を派遣し、運用するものとする。

2 移動交番車の地域警察官は、その活動に当たっては、派遣先の地域を管轄する交番等と緊密な連携を保つものとする。

3 移動交番車の活動要領は、別に定める。

(移動交番車の表示)

第34条 移動交番車は、側面及び後面に「京都府警」と黒色で表示するものとする。

(臨時交番)

第35条 警察署長は、次の各号に掲げる地域又は場所に本部長の承認を受けて臨時交番を設置することができる。

(1) 季節により行楽客、観光客等が一時的に集中する地域

(2) その他必要のある地域又は場所

第6章 自動車警ら班及び自動車警ら隊

(機動警ら区域)

第36条 機動警ら区域は、自動車警ら班にあっては当該署の管轄区域とし、自動車警ら隊にあっては別に定める署の管轄区域内の定められた地域とする。

2 警察署長は、署の警ら用無線自動車が2台以上配車されている場合は、前項に規定する機動警ら区域を分割して、それぞれの警ら用無線自動車の分担区を定めることができる。

3 警察署長は、必要と認める場合は、隣接署の警察署長と協議し、共同の機動警ら区域を定めることができる。

4 機動警ら課長は、必要により関係の警察署長と協議し、第1項の機動警ら区域を定めるものとする。

(機動警ら要点)

第37条 警察署長は、署の管轄区域において、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢、交番又は駐在所の活動の状況その他の当該管轄区域の実態を考慮し、機動警ら要点を定めるものとする。

2 機動警ら課長は、前条第4項の機動警ら区域において、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢、自動車警ら班の活動の状況その他の当該機動警ら区域の実態を考慮し、機動警ら要点を定めるものとする。

(機動警ら)

第38条 機動警らは、規則第25条に定めるほか、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1) 警ら用無線自動車の持つ通信機能及び照会機能を生かした効果的な活動を行うこと。

(2) 電波関係法令の研究に努めるとともに、機器の操作及び略号の使用に習熟し、通話を簡潔、明瞭にすること。

(3) 機動警ら中は、通信機能を停止しないこと。ただし、職務質問、検問、検索等のため車両を離れる場合は、この限りでない。

(4) 交番、駐在所等へ積極的に立ち寄り、情報交換を行うとともに、必要に応じ交番、駐在所等の地域警察官の同乗にも配慮するなど、協力して犯罪の予防検挙、交通指導取締り等に努めること。

(5) 交番、駐在所等の警戒力が手薄な地域及び事件又は事故の多発地域における機動警らを強化すること。

(6) 安全運転及び警察車両の管理に関する訓令（昭和45年京都府警察本部訓令第12号）に基づき、安全運転を励行し、事故防止に努めること。

（待機）

第39条 待機は、規則第26条に定めるほか、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1) 待機中は、無線の傍受に努めること。

(2) 管内の事件又は事故の多発地域を管轄する交番及び駐在所又は不在の交番及び駐在所における積極的な前進待機に努めること。

（出発、帰着等の報告）

第40条 自動車警ら班及び自動車警ら隊の地域警察官は、警ら用無線自動車の運行に際しては、通信指令室又は署指令室に次の各号に掲げる事項を通報（カーロケータシステムを運用して行う通報を含む。）するものとする。

(1) 出発及び帰着の時刻

(2) 出動の理由又は機動警ら区域名

(3) 事件、事故等の現場に到着した場合は、その時刻、事案の種別、発生日時、場所及び事案の概要

(4) 通信困難な地域を通過する場合には、その地域及び通過所要時間

(5) 車両を離れる場合には、その理由、地点、所要時間等

(6) 車両に復帰した場合には、その時刻

（事件の引継ぎ）

第41条 自動車警ら班の地域警察官が管轄区域外において事件、事故等を取り扱った場合及び自動車警ら隊の地域警察官が事件、事故等を取り扱った場合は、当該事件、事故等を取り扱った場所を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。ただし、道路交通法違反事件（逮捕した事件及び交通事故に伴う違反を除く。）については、所属長に報告するものとする。

（無線自動車の一元的運用等）

第42条 地域部長は、緊急事態その他緊急の措置を要する重大な事件若しくは事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、本部及び署に配車された無線自動車を一元的に指揮運用することができる。

2 地域部長は、前項以外の緊急の措置を要する事件、事故等に即応するため、必要があると認める相当の理由がある場合においては、その事態に応じ、発生地を管轄する署以外の警ら用無線自動車を現場急行させることができる。

3 地域部長は、前2項に定める無線自動車の一元的運用等について、通信指令課長にその業務を行わせることができる。

（応援要請）

第43条 警察署長は、必要があると認めるときは本部長に自動車警ら班及び自動車警ら隊の応援派遣を要請することができる。

2 前項の規定による応援派遣の要請に基づき派遣した自動車警ら班及び自動車警ら隊の指揮は、当該派遣先の警察署長が行うものとする。

（警ら用無線自動車の塗色及び表示）

第44条 警ら用無線自動車は、車体の上部を白色に、下部を黒色に塗装し、側面上部及び後面の中央部に「京都府警」と黒色で表示するものとする。

第6章の2 通信指令室及び署指令室

（通信指令に係る設置、指定及び基本事項）

第44条の2 通信指令課に通信指令室を、警察署に署指令室を設置するものとする。

2 通信指令課長は、通信指令官を補佐する本部指令長として、警部の階級にある者を指定するものとする。

3 警察署長は、署指令室の係ごとに警部補の階級にある者を署指令長に指定するものとする。

4 通信指令官に事故があるときは、本部指令長がその職務を行うものとする。

5 本部指令長に事故があるときは通信指令課長があらかじめ指定する者が、署指令長に事故があるときは警察署長があらかじめ指定する者がそれぞれその職務を行うものとする。

6 通信指令室においては、緊急通報（警察通信に関する訓令（令和3年京都府警察本部訓令第4号。以下「警察通信訓令」という。）第17条に規定する緊急通報をいう。以下同じ。）の受理を行う業務と当該緊急通報に係る指令及び無線通話の統制を行う業務とを分離し、それぞれ別の者が担当することを原則とする。

7 通信指令課長は、緊急通報を受理したときは、当該緊急通報の発生地若しくは通報場所又は関係場所を管轄する警察署長に当該緊急通報の内容を連絡するものとする。

8 前項の連絡を受けた警察署長は、緊急通報に対する必要な措置を講じるものとする。

（活動）

第44条の3 通信指令室及び署指令室は、無線通信、有線通信及びデータ通信（警察通信訓令第18条に規定する通信指令システムにより行うデータ通信をいう。）を通じて警察活動に対する迅速かつ確かな指令、手配、通報等を行うものとする。

第7章 警備派出所等

（警備区における警ら要点）

第45条 警察署長は、警備区（規則第27条第2項に規定する特定の地域をいう。以下同じ。）における警ら要点を定めるものとする。

（警備派出所員による巡回連絡）

第46条 警察署長は、必要がある場合は、警備派出所の地域警察官に、警備区内の家庭、事業所等に対して巡回連絡を行わせることができる。

（機動警ら隊）

第47条 機動警ら隊の活動要領は、別に定める。

（直轄警ら班）

第47条の2 直轄警ら班の活動要領は、別に定める。

（警察用船舶）

第48条 警察用船舶において勤務する地域警察官及び一般職員（以下「船舶勤務員」という。）は、所属長の指揮を受け、別に定める警ら水域において、次の各号に掲げる活動を行うものとする。ただし、警察用船舶において勤務する一般職員は、その身分上において可能な範囲の活

動に限る。

(1) 船舶警らは、別に定める警ら水域を警察用船舶により警らすること。

(2) 訪船連絡は、前号に規定する警ら水域を通過し、又は停泊する船舶を巡回して、犯罪の予防、災害事故の防止等必要な事項について指導連絡を行うとともに、所定の警ら水域の実態把握をすること。

(3) 待機は、指定された場所において、直ちに出勤できる態勢を保持し、無線機器その他の装備資機材の点検整備及び書類の作成・整理に当たること。

2 訪船連絡は、船舶警ら時にこれを兼ねて行うことができる。

3 警察署長は、気象状況のため船舶警ら及び訪船連絡を行うことが適当でないと認める場合又は警察用船舶に係る定期点検等により船舶警ら若しくは訪船連絡を行うことができない場合は、船舶勤務員に警ら水域に接する沿岸を警らさせるものとする。

4 警察署長は、別に定める所定の警ら水域における警ら要点を定めるものとする。

(警察用船舶の表示)

第48条の2 警察用船舶は、両舷上部に「京都府警」と黒色で表示するとともに、船名及び識別表示を表示するものとする。

(警察用水上オートバイ)

第48条の3 警察用水上オートバイに搭乗して勤務する地域警察官等は、第48条の規定に準じて、その機能を生かした活動を行うものとする。

2 警察用水上オートバイに搭乗して行う活動は、船舶勤務員による場合を除き、特別勤務として行うものとする。

(沿岸警ら隊)

第49条 警察用船舶等を効果的かつ円滑に運用して一元的に水上警察活動を行う機動警ら課沿岸警ら隊の活動要領は、別に定める。

第8章 地域情報及び地域安全情報

(地域情報)

第50条 地域警察官等は、地域情報（地域警察が地域住民の安全と平穏を確保するために把握することが適当であると認められる情報及び各種警察活動に資する情報をいう。）を収集した場合は、別に定める様式により警察署長に報告しなければならない。ただし、急を要する場合は、口頭により報告することができる。

2 署の地域課長は、地域情報について、その収集の対象、項目及び方法を具体的に定めるとともに、適切な収集管理に努めなければならない。

(地域安全情報)

第51条 地域警察官等は、所管区活動、広報紙の発行、交番・駐在所連絡協議会の開催等を通じて、地域住民に地域安全情報（地域警察が地域の安全と平穏を確保するために地域住民に提供することが適当であると認められる情報をいう。）を積極的に提供するものとする。

第9章 交番相談員

(交番相談員)

第52条 交番相談員の活動要領は、別に定める。

第10章 雑則

(備付簿冊等)

第53条 地域警察の備付簿冊等は、別に定める。

(定期報告)

第54条 地域警察に関する定期報告については、地域部長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成7年1月23日から施行する。

別表

地域警察の事件事故等の処理範囲の基準

事件事故等の種別	処 理 範 囲	引 継 基 準
1 犯罪捜査	所管区内に発生し、又は所管区に及んだ事件に対する所管区活動を通じて行う内偵	内偵により得た資料を速やかに主務係に引き継ぐ。
2 基本書式例を使用する事件 (少年事件を除く。)	基本書式例を使用する事件の初動的な措置	(1) 逮捕事件は、身柄とともに関係書類等を主務係に引き継ぐ。 (2) 任意捜査事件は、関係書類等を翌非番日又は翌当番日に主務係に引き継ぐ。
3 簡易書式例を使用する事件	簡易書式例を使用する事件の処理	(1) 現行犯逮捕事件のうち、留置するものは身柄とともに関係書類等を主務係に引き継ぐ。 (2) 任意捜査事件は、送致書を含む関係書類等を作成後、主務係に引き継ぐ。
4 微罪処分に該当する事件	微罪処分に該当する事件の処理	関係書類等を作成後、主務係に引き継ぐ。
5 少年事件	犯罪少年事件の初動的な措置	(1) 逮捕事件は、身柄とともに関係書類等を主務係に引き継ぐ。 (2) 任意捜査事件は、関係書類等を翌非番日又は翌当番日に主務係に引き継ぐ。

	触法少年事件の初動的な措置	関係書類等を翌非番日に主務係に引き継ぐ。
6 交通事故	物件事故 (1) 事故時の交通法令違反が明白で、交通切符又は交通反則切符とともに処理することが可能な物件事故の処理 (2) 単純な物件事故の処理	交通事故に係る関係書類は、勤務交替時に主務係に引き継ぐ。